

消費・安全対策交付金等交付要綱

第1 趣旨

知事は、食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、消費者が信頼できる食料の供給体制の整備等を推進するため、消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び消費・安全対策交付金実施要領（平成17年4月1日付け16消安第10272号農林水産省消費・安全局長通知。以下「国要領」という。）に基づいて行う事業（以下「消費・安全対策事業」という。）を実施する別表に掲げる事業実施主体及び別表に掲げる事業実施主体に補助する市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

ただし、交付等要綱第5の2中「地域提案型事業」を除く。

第3 交付の申請

(1) 提出書類 各2部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 資金状況調べ（様式第4号）

(2) 提出期限

別に定める日まで

第4 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ当該事業の実施主体の所在地を管轄する農林事務所の長（以下「農林事務所長」という。）の承認を受けなければならないこと。

- ア 補助事業に要する経費の配分の変更（別表に掲げる重要な変更に限る。）をしようとする場合
- イ 補助事業の内容の変更（別表に掲げる重要な変更に限る。）をしようとする場合
- ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに農林事務所長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。この場合において、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で(3)に規定する処分制限期間を経過しないものにあつては、財産管理台帳（様式第10号）その他関係書類を整理、保管しなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (7) 市町長が補助金の交付の決定をする場合においては、(1)から(6)までに掲げる事項を条件として付さなければならないこと。この場合において、(1)及び(2)の事項中「農林事務所長」とあるのは「市町長」と、(3)及び(4)の事項中「知事」とあるのは「市町長」と、(4)の事項中「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。
- (8) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(1)若しくは(3)の承認又は(2)の指示をする場合においては、あらかじめ農林事務所長の承認を受けなければならないこと。
- (9) 市町長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(4)により市町に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

第5 変更の承認申請

提出書類 各2部

- ア 変更承認申請書（様式第5号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）

第6 事業遂行状況報告

- (1) 提出書類 2部

事業遂行状況報告書（様式第6号）

- (2) 補助金の交付の決定のあった日の属する年度の11月30日現在の状況を翌月の20日までに農林事務所長に提出するものとする。
- (3) 農林事務所長は、前項に定める時期のほか、補助金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各2部

- ア 実績報告書（様式第7号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 収支決算書（様式第3号）

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。ただし、補助金の全額が概

算払により交付された場合は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月30日までとする。

第8 請求の手続き

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第8号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払請求書（様式第8号）

イ 資金状況調べ（様式第4号）

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除額等報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

(4) 市町長が補助金の交付をする場合の取扱い

市町長が補助金の交付をする場合においては、(1)から(3)までの事項と同様に取り扱うものとする。この場合において、(3)の事項中「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

第11 書類の提出

この要綱に基づき提出すべき書類は、農林事務所長に提出するものとする。

第12 読替規定

(1) 別表に掲げる事業実施主体のうち、静岡県農業協同組合中央会が別表に定める事業を

実施する場合にあっては、第4の(1)の事項中「当該事業の実施主体の所在地を管轄する農林事務所の長（以下「農林事務所長」という。）」とあり、並びに第4の(2)、第6の(2)及び(3)並びに第11の事項中「農林事務所長」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(2) 別表に掲げる事業実施主体のうち、水産関係団体が別表に定める事業を実施する場合にあっては、第4の(1)の事項中「当該事業の実施主体の所在地を管轄する農林事務所の長（以下「農林事務所長」という。）」とあり、並びに第4の(2)及び(8)、第6の(2)及び(3)並びに第11の事項中「農林事務所長」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

(3) 別表に掲げる事業実施主体のうち、公益社団法人静岡県畜産協会又は静岡県養豚協会が別表に定める事業を実施する場合にあっては、第4の(1)の事項中「当該事業の実施主体の所在地を管轄する農林事務所の長（以下「農林事務所長」という。）」とあり、並びに第4の(2)及び(8)、第6の(2)及び(3)並びに第11の事項中「農林事務所長」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

第13 アリモドキゾウムシ緊急防除等事業に係る特例措置

別表に掲げるアリモドキゾウムシ緊急防除等事業を実施する場合にあっては、以下のとおり取扱うものとする。

(1) 交付申請等手続の特例措置

アリモドキゾウムシ防除対策協力事業を行う事業実施主体は、以下のア及びイに掲げる手続について、別に定めるアリモドキゾウムシ緊急防除等事業実施要領（以下「要領」という。）が定める様式の提出をもって、これに代えるものとする。

ア 第3の交付の申請

イ 第8の請求

(2) 交付決定等の特例措置

ア 農林事務所長は、アリモドキゾウムシ防除対策協力事業を行う事業実施主体から交付申請があった場合には、その内容を審査し、相当と認めるときは、要領に定める様式により交付決定兼交付確定を行うものとする。

イ 農林事務所長は、申請額の全部又は一部について交付をしないことを決定したときは、申請を行った者に対して要領に定める様式により通知する。この場合において、農林事務所長は交付しないこととした理由を示すものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。
- 2 お魚体験学習事業費補助金交付要綱（平成16年4月21日付け水流第319号農業水産部長通知）は、廃止する。

附 則

- 1 この改正は、平成18年2月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成18年度分の補助金から適用する。

- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成19年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成20年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成21年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成22年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成24年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成25年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成26年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成27年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成28年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和4年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和5年度分の補助金から適用する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

別表

補助の対象			補助率（額）	重要な変更	
目標	事業実施主体	経費		経費の配分の変更	事業の内容の変更
伝染性疾病・ 病害虫の発生 予防・まん延 防止	市町	事業実施主体が、交付等要綱に基づき、伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止に向け設定する目標の達成のために行う事業に要する経費	当該事業に要する経費の2分の1以内	経費の30パーセントを超える増減	事業実施主体の変更
	1 農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）の規定に基づき設立された組合（農事組合法人を含む。）をいう。） 2 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 3 知事が関東農政局長と協議して相当と認める団体	事業実施主体欄の1から3に掲げる者が、交付等要綱に基づき、伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止に向け設定する目標の達成のために行う事業に要する経費、又はこの経費について、市町が補助する場合における当該補助に要する経費	事業実施主体欄の1から3に掲げる者が、交付等要綱に基づき、伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止に向け設定する目標の達成のために行う事業に要する経費の2分の1の範囲内、又はこの経費の2分の1の範囲内で、かつ、市町が補助するのに要する経費の10分の10以内		

補助の対象			補助率（額）	重要な変更	
目標	事業実施主体	経費		経費の配分の変更	事業の内容の変更
地域での食育の推進	1 市町 2 民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人をいう。）及び法人格を有しない団体であって知事が関東農政局長等と協議の上、特に認める団体	事業実施主体の1及び2に掲げる者が、交付等要綱に基づき、地域での食育の推進に向け設定する目標の達成のために行う事業に要する経費	当該事業に要する経費の2分の1以内（国要領別表2に定める率又は額以内とする）		

補助の対象			補助率（額）	重要な変更	
事業	事業実施主体	経費		経費の配分の変更	事業の内容の変更
アリモドキゾウムシ緊急防除等事業	別に定めるアリモドキゾウムシの発生区域内において、さつまいもの生産を行っていた農業者、農事組合法人、農地所有適格法人、株式会社、その他知事が認める農業者が組織する団体	事業実施主体に掲げる者が行う、アリモドキゾウムシ緊急防除等実施細目（令和4年12月23日付け4消安第4723号農林水産省消費・安全局長通知）3（2）エに掲げる寄主植物の作付けへの禁止への協力に要する経費	当該事業に要する経費（別に定める額以内とする）		

消費・安全対策交付金等交付申請書

第 号

年 月 日

農林事務所長 氏 名 様

（静岡県知事 氏 名）

所在地

名 称

代表者 氏 名

（市町にあっては、市町長 氏 名）

年度において消費・安全対策事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請額 円

（補助金所要額） （補助金に係る消費税仕入控除税額等） （補助金額）

円 - 円 = 円

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円

(2) 理由

(3) 時期

口座振替先 金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人（カナ）

(注) 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（又は実績）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

市町名	事業実施 主体名	目的	目標	取組名	受 益		完了（予定）年月日
					戸 数	面 積、処理量又 は頭羽数	

事業内容	事業量 (規格、規模等)	事業費 (円)	負担区分(円)					備考
			県費補助金			市町費 (団体費)	その他	
			国庫交付金 相 当 額	県 単 独 補 助 金 額	計			
小 計								

- (注) 1 「目的」の欄については、交付等要別表1のうち、該当する目的を記入すること。
- 2 「目標」の欄については、交付等要別表2のうち、該当する目標を記入すること。
- 3 「取組名」の欄については、交付等要別表1のメニューのうち該当するメニューを記入すること。
- 4 完了（予定）年月日の欄には、事業計画書については完了予定年月日を事業実績書については実際の完了年月日を記入すること。
- 5 「事業内容」の欄については、実施要領別添1を参考に事業の内容について具体的に記入すること。
- 6 「事業量」の欄については、実施要領別添1を参考に記入すること。
- 7 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国庫〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 8 記入は1事業1葉とすること。ただし、事業が複数ある場合については、事業費及び負担区分について本表に準じて合計額を別葉で記入し、仕入れに係る消費税等相当額を減額した場合には、備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国庫〇〇〇円」）を記入すること。
- 9 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。
- 10 変更事業計画書の場合は、変更前金額を上段括弧書きし、変更後金額を下段に、また、事業実績書にあっては、最終交付申請額を上段括弧書きし、実績金額を下段に二段書きで記入すること。

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
1 県費補助金	円	円	円	円	
(1) 国庫交付金相当額					
(2) 県単独補助金額					
2 市町費(団体費)					
3 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比 較		算出基礎
			増	△減	
	円	円	円	円	
合 計					

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収 入				支 出				差 引 残 高
				計				計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

（注）未経過の月分については、見込額を計上すること。

消費・安全対策事業計画変更承認申請書

第 号

年 月 日

農林事務所長 氏 名 様
（静岡県知事 氏 名）

所在地

名 称

代表者 氏 名

（市町にあっては、市町長 氏 名 ）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた消費・安全対策事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容

（注）法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

消費・安全対策事業遂行状況報告書

第 号

年 月 日

農林事務所長 氏 名 様

（静岡県知事 氏 名）

所在地

名 称

代表者 氏 名

（市町にあっては、市町長 氏 名）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた消費・安全対策事業に係る遂行状況を下記のとおり報告します。

記

政策 目的	政策 目標	取組名	総事業費	事業の遂行状況				備考
				11月30日までに 完了したもの		12月1日以降に 実施するもの		
				事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定 年月日	
			円	円	%	円		

- （注） 1 事業毎に記入すること。
 2 備考欄に事業実施主体名を記入すること。
 3 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

実 績 報 告 書

第 号

年 月 日

農林事務所長 氏 名 様
（静岡県知事 氏 名）

所在地

名 称

代表者 氏 名

（市町にあっては、市町長 氏 名 ）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた消費・安全対策事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

- （注） 1 各事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。また、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があったものについては、必要書類を添付すること。
- 2 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第 8 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

請 求 書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定）を受けた
消費・安全対策事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

農林事務所長 氏 名 様
（静岡県知事 氏 名）

所在地

名 称

代表者 氏 名

（市町にあっては、市町長 氏 名 ）

（注）法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

消費税仕入控除税額等報告書

第 号

年 月 日

農林事務所長 氏 名 様

（静岡県知事 氏 名）

所在地

名 称

代表者 氏 名

（市町にあっては、市町長 氏 名）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた消費・安全対策事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

（注）1 市町別、事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

2 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名 地区		事業実施年 度		年度		事業名		消費・安全対策事業 () * () 内には該当する政策目的を記入する。									
事業 種 類	事業の内容				工期		経費の区分					処分制限 期間		処分の状況		備考	
	事業種目	事業主体	施設区分	設置場所	着工 年月日	竣工 年月日	総事業 費	経費内訳					耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
								県費補助金			市町費 (団体 費)	その他					
								国庫交 付金 相当 額	県単 独 補助 金額	計							
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 事業の種類欄は、消費・安全対策交付金交付要綱第2の別表の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載すること。
 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 4 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。